

周南市子どもの学習・生活支援事業について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和6年4月15日

周南市長 藤井 律子

1 業務の概要

(1) 業務名称

周南市子どもの学習・生活支援事業

(2) 業務の目的

本業務は、経済的な理由や家庭の事情により、学習等の環境が十分ではない生徒や保護者に対し、学習や生活の相談にきめ細かく対応するとともに、生徒が希望する進学を実現し、将来への希望をもてるよう必要な支援を行うことを目的として実施する。

(3) 業務内容 「仕様書」のとおり

(4) 業務期間 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

(5) 履行場所 周南市の指定する場所 他

2 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書の提出時点において、令和6・7年度「周南市競争入札参加資格者名簿（業務委託）」の（大分類）099 その他の（小分類）006 人材派遣サービスまたは、（大分類）099 その他の（小分類）099 その他 に登録されていること。
- (3) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (4) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱（平成24年周南市要綱第37号）別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法

(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。

(6) 法人格を有する団体であって、本業務について十分な知見と遂行能力を有し、適正な経理執行体制を有すること。

3 参加手続

(1) 担当部局(書類の提出先及び問い合わせ先)

〒745-0005 山口県周南市児玉町1丁目1番地

周南市こども未来部あんしん子育て推進課 こども政策担当

電話 (0834) 22-8452

FAX (0834) 22-8815

E-mail anshinkosodate@city.shunan.lg.jp

(2) 実施要領・仕様書、参加表明書等の入手方法

周南市ホームページからダウンロードするか担当部局で交付する。

URL <http://www.city.shunan.lg.jp/>

(3) 実施要領・仕様書等に係る質問書

ア 質問方法

質問書(様式1)を電子メールにより提出する。なお、提出後は必ず電話により受信確認を行うこと。

イ 受付期間

令和6年4月16日(火)9時から令和6年4月22日(月)17時までとする。(ただし、受信確認は、9時から17時15分までとする。)

ウ 提出先及び受信確認先

(1)に示す場所とする。

エ 回答方法

令和6年4月24日(水)17時以降に周南市公式ホームページに掲載する。

(4) 参加表明書の提出

ア 提出方法

郵送又は持参。

※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとします。また、不達及び遅配を原因として参加希望者に不利益が生じて、市はその責を負わない。

イ 提出期限

令和6年5月7日(火)17時までとする。

※持参による場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く9時から17時までとする。

ウ 提出場所

(1) に同じ。

エ 参加資格確認結果

参加表明書提出者に対し、参加資格確認結果を通知する。

(5) 企画提案書等の提出

ア 提出期間

令和6年5月10日(金)から令和6年5月23日(木)までとする。(受付時間帯は休日を除く9時から17時までとする。)

イ 提出場所

(1) に同じ。

ウ 提出方法

郵送又は持参。

※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとします。また、不達及び遅配を原因として参加希望者に不利益が生じても、市はその責を負わない。

エ 提出部数

10部(正本2部、副本8部)

4 評価の手続き及び受託候補者の選定

提出された企画提案書等の評価は、周南市が設置する「周南市子どもの学習・生活支援事業プロポーザル評価会」が行い、最も評価の高い事業者を受託候補者として選定する。

評価(プレゼンテーション・ヒアリング評価)

日程 令和6年5月28日(予定)

5 契約方法

受託候補者と周南市との協議が整い次第、契約を締結するものとする。ただし、受託候補者が参加資格要件を満たさないこととなった場合及び失格事項に該当した場合は、契約を締結しない。また、受託候補者と契約締結に至らなかった場合には、次点者と協議を行うものとする。

契約手続き及び契約書は周南市契約事務規則(平成15年周南市規則第51号)の定めるところによるものとする。

6 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とする。

(2) 次に該当する提案は無効とする。

ア 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合

イ 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合

- ウ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 評価の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- オ プレゼンテーション及びヒアリング等を正当な理由なく欠席した場合
- カ 見積金額が実施要領に示した事業規模（提案上限額）を超える場合
- キ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
- ク 著しく信義に反する行為があった場合

(3) 提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めない。

(4) その他詳細は、周南市子どもの学習・生活支援事業プロポーザル実施要領による。